

令和9年度 保育料(利用者負担額)基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				利用者負担額（月額）	
階層区分		定義		0・1・2歳児	
				保育標準時間	保育短時間
第 1		生活保護世帯		0 円	0 円
第 2	市町村民税 所得割合計額	非課税世帯		0 円	0 円
第 3		均等割額のみ	母子等	6,000 円	5,900 円
			一 般	14,000 円	13,800 円
第 4		40,000 円未満	母子等	7,500 円	7,350 円
			一 般	16,000 円	15,700 円
第 5		40,000 円以上 48,600 円未満	母子等	8,000 円	7,900 円
			一 般	17,000 円	16,700 円
第 6		48,600 円以上 72,800 円未満		21,000 円	20,600 円
第 7		72,800 円以上 97,000 円未満		26,000 円	25,600 円
第 8		97,000 円以上 133,000 円未満		34,000 円	33,400 円
第 9		133,000 円以上 169,000 円未満		38,000 円	37,400 円
第 1 0		169,000 円以上 235,000 円未満		40,000 円	39,300 円
第 1 1		235,000 円以上 301,000 円未満		41,000 円	40,300 円
第 1 2	301,000 円以上 397,000 円未満		43,000 円	42,300 円	
第 1 3	397,000 円以上		46,000 円	45,200 円	

※表中の年齢については、前年度3月31日現在の満年齢により決定します。

※「標準時間」「短時間」については、P.3を参照。

※8月分までの保育料は、前年度の市町村民税、9月分以降の保育料は、現年度の市町村民税額により決定します。

※母子（父子）世帯並びに身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた方がいる世帯については、「母子等」に該当する場合があります。ひとり親等世帯については、国による利用者負担額の軽減措置により、第6、7階層の一部（世帯の市町村民税所得割合計額が77,101円未満である場合）については、第1子は第5階層の母子等と同額、第2子以降は無料となります。

※住所が同じ祖父母等が家計の主宰者と判断される場合（保護者の年収が120万未満の場合）は、その方の課税額を含め判定を行います。

※0歳から小学校就学前（年長クラス）までの間に通園している兄弟姉妹がいる場合、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

国による利用者負担額の軽減措置により、世帯の市町村民税所得割合計額が、保育認定子どもについて57,700円未満である場合については、同時入所を問わず、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※市町村民税所得割合計額の税額控除は調整控除のみです。その他の個人的な税額控除は適用しません。（ご不明な点は子育て支援課までお問合せ下さい。）

※熊本県多子世帯子育て支援事業により、18歳未満の児童を3人以上扶養している家庭で、3番目以降の児童が保育施設を利用する場合、保育料が無料となります。

※未申告等により市町村民税が不明な場合は、最高額（第13階層）で算定します。